

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1、現 状

(1) 職種ごとの職員数・平均年齢・平均給与等(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
大分市	46.8 歳	671 人	372,007 円	421,044 円
うち清掃職員	45.3 歳	261 人	361,636 円	417,471 円
うち学校給食調理員	47.3 歳	180 人	369,583 円	384,434 円
うち自動車運転手	50.1 歳	45 人	411,293 円	519,253 円
うちその他	47.4 歳	185 人	379,440 円	437,817 円
大分県	48.0 歳	657 人	361,844 円	402,814 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	
中核市	46.2 歳	497 人	336,337 円	400,483 円

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数(平成19年4月1日現在)

区 分	清掃職員	調理員	自動車運転手	その他	合計
18歳 ~ 19歳					0
20歳 ~ 23歳		1			1
24歳 ~ 27歳	9	11		5	25
28歳 ~ 31歳	31	13		12	56
32歳 ~ 35歳	32	11		11	54
36歳 ~ 39歳	22	10	2	16	52
40歳 ~ 43歳	16	23	7	17	63
44歳 ~ 47歳	20	7	7	24	58
48歳 ~ 51歳	30	11	10	17	68
52歳 ~ 55歳	55	41	11	36	145
56歳 ~ 59歳	46	52	8	40	149
計	261	180	45	178	671

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

給料表については、技能労務職給料表(4級制)を適用しています。

ただし、平成18年度以前の採用者については、一般職と同じ行政職給料表の4級までを適用しています。

イ 昇給基準

昇給については、毎年1月1日に、勤務成績に応じ、4号給を標準として昇給します。

ただし、満55歳以上の職員については、昇給をしていません。

ウ 手当

支給される手当については、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当があり、各々該当する手当を支給しています。

2、基本的な考え方

本市では、これまででも特殊勤務手当の大幅な見直しや国に準じた給与構造の見直しによる給料の引き下げを行うなど、その職務の性格や内容を踏まえつつ、生計費、国や他の都市との均衡及び民間事業の従事者の給与などを考慮しながら、給与の適正化に努めています。

また、職員数についても、平成18年3月に策定した「中長期的な業務執行方式の見直し計画」に基づき、技能労務職員に限らず全職員を対象として、民間委託・民間移譲や指定管理者制度の導入、業務廃止、非正規職員の活用などの取組を進め、簡素で効率的な業務執行体制の構築に努めています。

3、具体的な取組内容

給料については、平成19年4月から国に準じて、給与構造の見直しを行い、平均4.8%の給料の引き下げを行うとともに、国や他の都市との均衡を考慮し、2%の給与カット(平成19年度から4年間)を実施しました。

また、高齢者の昇給の抑制措置として、昇給停止の年齢を平成18年度から段階的に引き下げ、平成20年度からは55歳昇給停止としました。

手当については、平成18年度から通勤距離2km未満の通勤手当を廃止し、平成18年7月に特殊勤務手当の見直しを行い、ごみ、し尿の収集業務などの技能労務職員に関わる手当10種類を廃止しました。

平成20年以降も国や他都市との均衡を考慮しながら、適正な給与水準の確保に努めていきます。

また、職員数については、「中長期的な業務執行方式の見直し計画」において、平成17年4月1日現在の全職員数と比較して、8年間(平成25年4月1日現在)で約500人(約13%)を削減することとしており、現在、同計画の推進に努めています。

このうち、技能労務職員に関連する、具体的なこれまでの取組内容及び今後の取組内容は、次のとおりです。

(1) これまでの取組内容

ア 業務廃止

【平成17年度】

スクールバス運転業務の廃止
支所車運転業務の廃止
鶴崎支所電話交換業務の廃止

【平成18年度】

マイクロバス1台の運転業務の廃止
保健所車運転業務の廃止
霊柩車(バン型)運転業務の廃止
青少年補導車運転業務の廃止

【平成19年度】

佐野清掃センター粗大ごみ処理施設の廃止
鬼崎不燃物処理場粗大ごみ処理施設の廃止
霊柩車(宮型)運転業務の廃止

イ 民間委託

【平成17年度】

学校給食共同調理場配送業務の民間委託
佐賀関火葬場運転業務の民間委託

【平成18年度】

佐野清掃センター運転業務の民間委託
資源ごみ(古紙・布)収集運搬業務の民間委託

【平成19年度】

福宗環境センター運転業務の民間活用
缶・びん・ペットボトル収集運搬業務の民間活用
防疫業務の民間活用

ウ 民間移譲

【平成17年度】

児童養護施設わかば園の民間移譲

エ その他の業務の見直し

【継続実施】

学校給食の単独調理場の非正規職員の活用

(2) 今後の具体的な取組内容

ア 業務廃止

【平成20年度】

上野共同調理場に替わる新共同調理場の設置に伴う佐賀関共同調理場及び5中学校の単独調理場の廃止
移動図書館車の廃止

【平成22年度】

植田共同調理場に替わる新共同調理場の設置に伴う明野、野津原共同調理場及び4中学校の単独調理場の廃止

イ 民間委託

【平成20年度】

上野共同調理場に替わる新共同調理場の設置及び同調理場場の給食調理業務の民間委託

【平成22年度】

市内中心部特定地域のごみ収集運搬業務の民間委託
植田共同調理場に替わる新共同調理場の設置及び同調理場場の給食調理業務の民間委託

ウ 民間移譲

【平成20年度】

養護老人ホーム清心園の民間移譲

エ その他の業務の見直し

【平成20年度】

清掃車の一部小型化に伴う2人乗車制への段階的移行(翌年度以降も継続)

校務員・事務補佐員の学校主事への職務の一元化

学校主事の配置基準の見直し及び嘱託・再任用職員の活用(翌年度以降も継続)

【平成22年度】

清掃車の中型車の正規職員2人乗車への段階的移行(翌年度以降も継続)

【継続実施】

学校給食の単独調理場の非正規職員の活用